

平成21年第1回  
利根町議会定例会会議録 第2号

平成21年3月6日 午前10時開議

1. 出席議員

1番	能登百合子君	8番	佐々木喜章君
2番	高木博文君	9番	今井利和君
3番	西村重之君	10番	五十嵐辰雄君
4番	白旗修君	11番	会田瑞穂君
5番	守谷貞明君	12番	飯田勲君
6番	高橋一男君	13番	若泉昌寿君
7番	中野敬江司君	14番	岩佐康三君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町長	井原正光君
総務課長	福田茂君
企画財政課長	秋山幸男君
広域行政推進室長	木村克美君
税務課長	矢口功君
町民生活課長	高野光司君
健康福祉課長	師岡昌巳君
経済課長	石井博美君
都市建設課長	飯田修君
会計課長	蓮沼均君
教育長	伊藤孝生君
教育委員会事務局長	鬼沢俊一君
水道課長	飯塚正夫君

1. 職務のため出席した者の氏名

議会事務局長	吉浜昇一
書記	蛭原一博
書記	坂本隆雄

## 1. 議事日程

### 議 事 日 程 第 2 号

平成21年3月6日(金曜日)

午前10時開議

- |       |                            |   |
|-------|----------------------------|---|
| 日程第1  | 議案第2号                      | 利根町課等設置条例の一部を改正する条例                       |
| 日程第2  | 議案第3号                      | 利根町個人情報保護条例の一部を改正する条例                     |
| 日程第3  | 議案第4号                      | 利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第4  | 議案第5号                      | 利根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例                  |
| 日程第5  | 議案第6号                      | 利根町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例                      |
| 日程第6  | 議案第7号                      | 利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例                |
| 日程第7  | 議案第8号                      | 利根町国民健康保険条例の一部を改正する条例                     |
| 日程第8  | 議案第10号                     | 利根町介護保険条例の一部を改正する条例                       |
| 日程第9  | 議案第11号                     | 利根町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例         |
| 日程第10 | 議案第12号                     | 文間地区農村集落センターの指定管理者の指定について                 |
| 日程第11 | 議案第13号                     | 利根東部農村集落センターの指定管理者の指定について                 |
| 日程第12 | 議案第14号                     | 利根緑地運動公園ゴルフ練習場の指定管理者の指定について               |
| 日程第13 | 議案第15号                     | 平成20年度利根町一般会計補正予算(第5号)                    |
| 日程第14 | 議案第16号                     | 平成20年度利根町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)              |
| 日程第15 | 議案第17号                     | 平成20年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)             |
| 日程第16 | 議案第18号                     | 平成20年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)             |
| 日程第17 | 議案第19号                     | 平成20年度利根町介護保険特別会計補正予算(第3号)                |
| 日程第18 | 議案第20号                     | 平成20年度利根町水道事業会計補正予算(第3号)                  |
| 日程第19 | 茨城県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙について |   |
| 日程第20 | 議案第21号                     | 平成21年度利根町一般会計予算                           |
| 日程第21 | 議案第22号                     | 平成21年度利根町国民健康保険特別会計予算                     |
| 日程第22 | 議案第23号                     | 平成21年度利根町老人保健特別会計予算                       |
| 日程第23 | 議案第24号                     | 平成21年度利根町公共下水道事業特別会計予算                    |
| 日程第24 | 議案第25号                     | 平成21年度利根町営霊園事業特別会計予算                      |
| 日程第25 | 議案第26号                     | 平成21年度利根町介護保険特別会計予算                       |
| 日程第26 | 議案第27号                     | 平成21年度利根町介護サービス事業特別会計予算                   |
| 日程第27 | 議案第28号                     | 平成21年度利根町後期高齢者医療特別会計予算                    |

日程第28 議案第29号 平成21年度利根町水道事業会計予算

日程第29 休会の件

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第2号

日程第2 議案第3号

日程第3 議案第4号

日程第4 議案第5号

日程第5 議案第6号

日程第6 議案第7号

日程第7 議案第8号

日程第8 議案第10号

日程第9 議案第11号

日程第10 議案第12号

日程第11 議案第13号

日程第12 議案第14号

日程第13 議案第15号

日程第14 議案第16号

日程第15 議案第17号

日程第16 議案第18号

日程第17 議案第19号

日程第18 議案第20号

日程第19 茨城県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙について

日程第20 議案第21号

日程第21 議案第22号

日程第22 議案第23号

日程第23 議案第24号

日程第24 議案第25号

日程第25 議案第26号

日程第26 議案第27号

日程第27 議案第28号

日程第28 議案第29号

日程第29 休会の件

午前10時00分開議

議長（岩佐康三君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

これから議事日程に入ります。

---

議長（岩佐康三君） 日程第1、議案第2号 利根町課等設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

13番若泉昌寿君。

〔13番若泉昌寿君登壇〕

13番（若泉昌寿君） おはようございます。第2号議案に対して質問させていただきます。

昨日の説明ですと、広域行政推進室をなくして企画の方へ入れるという話なんです、まさしく、この広域推進室は合併を第一に考えた課なのかなと、私は、そのように認識しております。しかしながら合併は、これはあくまでも私の考えですが、ここ龍ヶ崎との合併は無理なのかなと、私、そのように感じております。これからの合併という、恐らく、10年か15年先になる。これはわかりませんが、例えば30万都市とか、50万都市とか、そういうような大型合併になってくるのかなと、私は、そう思っております。しかしながら、昨日の町長の所信表明の中で、合併は、まだまだ龍ヶ崎市との合併やっていけるんだよ、また、本人もやっていく、そのように述べていました。また、県の方でも、龍ヶ崎市と利根町、この枠組みが県の方でも決めておる。ですから、まだ合併は、この利根町と龍ヶ崎、続いていると、そのように町長は表明したと思います。

そうなりますと、せっかく今までありましたこの広域推進室、合併に対して少しおろそかになるのかなと、なくした場合。私、そのように考えますので、そこで今、質問するわけですが、ここでなくした場合、今まで推進室職員の数3名ないし4名いたと思うんですが、その数はそっくり今度、企画の方に行って、こういう仕事をある程度専門的というか、そういうことをやっていくのか。それと、また、今まで推進室にいた職員の数を減らして、よその課へ回して、数少ない職員でやっていくのか。その点をお聞きしたいと思います。

それと、町長が、きのう表明の中で、合併は、まだやっていくんだよ、そう言っていました。ですから、今後、町長の考え方として合併はどのように進めていくのか、改めてお伺いしたいと思います。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） おはようございます。若泉議員の質疑にお答えしたいと思います。質問の部分あるんで、その部分はお答えできないかもわかりませんが、この課設置条例の一部改正する条例に関する質疑にとどめたいと思います。

お手元に新旧対照表とありますか、今までの現行と改正案の部分が載っておるかと思うんですけども、このように、従来と内容は変わりなく進めるというようなことをご理解をいただければなというふうに思います。また、人力的な問題については、今、総務課長と、いろいろ、その内部の、今度、新しく、また、入ってくる新人もおりますので、それらも含めて考えていくというようなことでございます。

龍ヶ崎との合併に関する件は、決しておろそかにするわけではございませんで、いろいろ、県の対応、あるいは、国の方向性等が、いろいろ出ておりますので、それらを踏まえながら、また、町の現状をよく認識した上で行動していきたいというふうに考えております。

議長（岩佐康三君） 若泉昌寿君。

13番（若泉昌寿君） 今、町長の答弁いただきましたけれども、課はなくしても今までとは変わりなくやっていくんだ、そういうことではございますが、はっきり言って、この広域推進室があるうとなかろうと、あとはやる気の問題ですから、今後、町長初め職員の。それはそれで納得はできますけれども、あと、人員の件に関しては、これから総務課長と話し合っやっていくことですから、恐らくそうしますと、今までの推進室の職員、現在よりは少なくなっていくのかなと、私、そのように思いますけれども、そうしますと、結局人員が減れば、それだけ結局仕事の量も、1人にかかわる量が多くなるわけですから、おろそかということには、ちょっと言葉が不手際かと思えますけれども、ある程度は、そういうことになるのかなと思います。ですが、それはそれで総務課長と町長とよく話し合っ、それで、しっかりとやっていただければ、人員の数は少なくても、多くても、それは別に問題ないと思います。

あと、もう一つ、答えはいただけなかったんですが、町長、これから合併、表明の中ではやっていくんだよと、我々に本当に期待感持てるような、きのう表明してくれましたけれども、今の答弁ですと、答えというのか、そういうことは、私には、なっていないのかなと思うんですが、もし答えていただけるんなら、もう一度お願いしたい。

以上です。

議長（岩佐康三君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） 今までの広域推進室、課長以下1名でやっておりました。今回、課が統合されましても、今度、課が統合されることによって人員がふえます。今グループ制を導入していますから、ですから、そういう意味では人員は逆にふえると、いろいろな

方にお手伝いしていただくという面からすれば、やりやすいのかなというふうに私は思っております。

それから、龍ヶ崎との合併につきましては、県の方向性もちょうど決まっておりますし、今までも勉強会をやっておりますし、その勉強会の中では、お互いの政策のすり合わせまで、もうやっておるわけでございますので、合併というその2文字ではなくて、2市がより親密な関係を保つように今後も続けていきたいというふうなことでございます。

議長（岩佐康三君） 若泉昌寿君。

13番（若泉昌寿君） 私、聞きたいのは、町長のその合併に対する意気込みというか、そういうことです。確かに県の方では枠組み決まっています。ですから、町長、私は、このように合併に向かって、こういうふうにやっていくんだよと、具体的にそのように、町長としてのやる気というか、考え方というか、そういうものを、私、聞きたかったんです。確かに県の方では枠組みは決めてあります。ですから、これから龍ヶ崎とすり合っとか、そういうことじゃなくて、私は、龍ヶ崎に対しては、このように合併できるようにやっていくんだよと、県に対しては、このように私は県の方に訴えていくんだよと、そういうものを、私、聞きたかったんです。もし答弁できれば、答弁していただきたいと思います。

以上です。

議長（岩佐康三君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） 課設置条例の一部を改正する条例ですから、ですから、その事務はこのようにやっていくという、その改正を皆さん方にお示ししたわけですから、ですから、それを議論していただければよろしいかと思えます。

以上です。

議長（岩佐康三君） 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第2号 利根町課等設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立多数です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐康三君） 日程第2、議案第3号 利根町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第3号 利根町個人情報保護条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐康三君） 日程第3、議案第4号 利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

13番若泉昌寿君。

〔13番若泉昌寿君登壇〕

13番（若泉昌寿君） それでは、議案第4号に対しまして質疑させていただきます。

昨日の説明ですと、今までは、会長、副会長、委員、年額でお支払いしていたということですが、今度は、会長、副会長、委員、日額、要するに日額4,200円ということで改正したいという説明でございました。そこでお尋ねするんですが、この統計調査というものは、いろいろな調査があると思います。一番大きいのは国勢調査と、そういうのね。その年によって、ことしはこの調査、次の年はこの調査、いろいろあると思うんです。そうしますと、その調査委員の出る日数というのは、おのずと、その年度によって違ってくると思います。ですから、今までは年額、会長の場合ですと2万100円、副会長ですと1万8,300円、普通の委員の方が1万7,100円ということで、一律でございましたけれども、今度、日額にしますと金額はすべて一緒なんです、その年によって出る日数が違うと思うんです。そこでお尋ねしたいのは、大体、多い年では何日くらい出るのか、少ない年では何日くらい結局出るのか。その辺をお伺いしたいと思います。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、お答え申し上げたいと思います。

この日額4,200円と申しますのは、町で行う統計調査があった場合等の日額の報酬でございます。先ほど議員さんがおっしゃってありましたいろいろな統計があるというようなことでしたが、例えば工業統計とか、来年行われます国勢調査とか、いろいろございますが、その調査については、国あるいは県の方から委託をいただいて、委託されて行っておる調査でございます。その調査については、この改正の案の方にもございますが、国、県の統計調査については、国、県の交付基準によってお支払いをするような形になります。

ちなみに、工業統計調査ですと、平成20年は2人の方をお願いをいたしました。単価がございまして、お1人当たり2万8,946円をお支払いしてございます。また、住宅土地統計調査というのも実施しておりまして、こちらは12名の方をお願いをいたしました。調査区の広さとか、それから件数等、細かい基準がありまして、一番少ない方ですと4万8,580円、一番多い方で7万2,020円ということで、委託ということですので、調査員さんにその金額をお支払いをしているところでございます。そのようなことございまして、この4,200円は、あくまでも町の方で実施する統計調査、それから、例えば来年実施します国勢調査等の訪問の方法とか、そういう技術的なものの研修会とか、そういう町で主催するものに対する報酬でございます。

議長（岩佐康三君） 若泉昌寿君。

13番（若泉昌寿君） 今、課長の説明ですが、私も、ちょっと今よく理解できないんですが、もう一度、確認のためにお聞きいたします。

国で行う一つの例を挙げますと、国勢調査、これは国の方から委託として出ますということですよ。それで、多い方では7万何がしか、少ない方で4万幾らとか、そのように今、答弁あったと思います。それで、それはそれでわかりました。じゃあ、この町の条例で定めています今までは年額なんですけど、今度、日額にするわけですが、この4,200円というのは、例えばの話、国勢調査やりますよね。そうしますと、委託として国の方から、その7万何がし、多い人で。それはそれでいただく、それに加えて、またこの町の方からの4,200円をダブるといふか、そういう感じでいただくのか。その辺、ちょっとよくわかりませんので、もう一度お願いします。

議長（岩佐康三君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） お答え申し上げます。

国勢調査を例に挙げれば、国勢調査の調査をした場合については、国の方から委託費が来ますので、その委託で報酬の部分とか、それから実費に当たる部分、例えば通信費とか、

交通費とかというようなものが出まして、そういうものをまとめて、その調査が終わった時点で調査員さんにお支払いいたします。その場合、この4,200円も町の方から出るのかというお話ですけれども、これはあくまでも町の方で独自で行う場合の調査の報酬でございますので、あるいは研修会等の報酬でございますので、ダブルで支給はいたしません。国の分は国の分、町で実施した分は、この4,200円を基礎としてお支払いするというところでございます。

議長（岩佐康三君） 4番白旗 修君。

〔4番白旗 修君登壇〕

4番（白旗 修君） この統計調査員の報酬なんでしょうか。これは、私が前に、何も知らない人にも何で渡しているんだという質問をしたことに対する修正案だと、私は受けとめていますが、今の若泉議員のご質問とダブルの部分がありますが、利根町独自の調査というものは、過去1年間に、どういう調査が何回あったかのか、この二、三年のところを教えてください。

議長（岩佐康三君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） お答え申し上げます。

町独自で行った統計調査をしたことが今まであるかというようなお話でございますけれども、今まで独自で実施した統計調査はございません。

以上です。

議長（岩佐康三君） 2番高木博文君。

〔2番高木博文君登壇〕

2番（高木博文君） ただいま企画財政課長から、国、県の統計調査業務に携わる場合の報酬及び費用弁償費と、提案されている町独自の関係についての金額の説明があったわけですけれども、町においては、ここ何年間かは、そういう統計調査は行っていないということでありましたけれども、想定される町独自の統計調査と、国、県における類似する統計調査があるのか。ある場合は、どういう費用で今まで払われてきているのか。参考までにお伺いしたいと思います。

議長（岩佐康三君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） 国、県から委託される統計調査につきましては、先ほどからありました、例えば国勢調査、それから商業統計、先ほど申し上げました工業統計調査、住宅土地統計調査、それから、県の方からですと、学校基本調査とか、こちらは学校の方をお願いして調査しておりますけれども、さまざまな調査がございます。あとは、経済センサスとか、いろいろあるんですけれども、そのような調査を県、国から委託を受けて一定期間に調査を行って、調査員さんの方をお願いをして調査を終了しますと、それを

県、国の方にご報告していると。その調査につきましては、それぞれ報酬の部分、それから交通費、通信費等の単価が決まっております、それで、その単価に基づいて委託費ということで歳入がありまして、諸統計調査費というところから支出をしてございます。

今後、町として行う統計調査があるかどうかというようなことでございますけれども、町として今後、さまざまなまちづくり等については、アンケート調査等を行ってございませぬけれども、そういう調査のほかに、まちづくりの基礎的な数値として、県、国の方からいただける統計結果に基づいて行える部分もあると思っておりますが、独自の部分が出る場合もございますので、そのときには、また、調査員の皆様方をお願いをして調査をするということも考えております。そのようなことで、現在のところ、さまざま統計調査実施してございまして、そちらの方からデータが来てというようなことで行っておりまして、そちらの方に、国、県の方の統計調査の方に協力をしているというようなことでございます。

議長（岩佐康三君） 高木博文君。

2番（高木博文君） ただいまの答弁によりますと、多分、一般的な調査は、郵送で行ったり、あるいは自治会ルートで行ったりするけれども、この人たちが、もしやる場合は、訪問調査等を行う場合がその対象になると。そして、それはまちづくりに関しての独自のものとして、多分、考えられるだろうと。具体的に現時点では、それをいつ、どの時期やるという計画はないけれども、考え方としては、そういったところで町独自にやる必要性が出てきたときに活用したいと。そういう理解でよろしいわけですか。

議長（岩佐康三君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、お答え申し上げます。

ただいま議員さんからお話があったとおりでございます。

また、そのいろいろな調査を行うに当たりまして、研修会等も、その調査ごとに行って説明会等もありますけれども、調査員の方々も、さまざまございまして、今現在28名いらっしゃるけれども、6名ほどおやめになって今現在28名というようなことになっております。来年、国勢調査等がございまして、それらに備えるためにも、もとの人数程度に調査員さんをふやしたいということで考えている部分があります。前回の統計調査につきましても、一般の方から募集をして統計調査員になっていただいてやった部分もあるんですけれども、そういうことで、統計調査員としての、その心構えといいますか、さまざま訪問調査については、個人情報の問題であるとか、いろいろ問題も起きておりますので、そういうものの研修等も徹底をしていきたいと考えております。その際の研修会等も、この町の報酬の中には、その一部として考えてございます。

議長（岩佐康三君） 10番五十嵐辰雄君。

〔10番五十嵐辰雄君登壇〕

10番（五十嵐辰雄君） 議案第4号ですが、先ほど秋山課長の答弁ですと、国勢調査

をやる場合に、統計調査員協議会の委員というのは国勢調査にダブれないということですが、けれども、統計調査員協議会の委員も、これは個人的には、国勢調査、他の調査も、やってもいいような気がしますけれども、その点、確認したいんです。

それから、今、定数28名で6名欠員と、来年は国調があると、そうしますと、例えばこの統計調査員協議会というのは、仕事の内容ですが、来年度も予算上がっていますけれども、報酬です。それと、20年度、もう年度末ですけれども、20年度はどういう仕事をしたのか。これは協議会ということで会議をやるんです、統計調査員協議会ですから。20年度の事業、どういう作業をしたかどうか、その点もお伺いしたいんです。

以上です。

議長（岩佐康三君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） お答え申し上げます。

統計調査員協議会という会がございまして、その構成員が統計調査員というようなことになってございます。この方々については、先ほども申し上げましたが、国及び県の委託調査があった時点で、国、県から調査区を何カ所とかでやってくれということで依頼がありまして、町の方で、その調査区を設定して、その統計調査員の中から順番といたしますか、皆さんに統計調査に参加していただけるように順番で人選をしまして、ご本人のご了解を得て調査を行っていただいております。その報酬については、国、県の方から委託費が来ますので、こちらの方から、その分についてお支払いをしていると。

統計調査員、町の方の今まで年額であったんですけれども、どういう仕事をやっているのかというお話でございましたが、統計調査員協議会の今の統計調査員につきましては、研修会を開催しております。具体的な町独自の統計については、先ほど申し上げましたとおり行っておりませんので、その研修会をしていると。それと、さまざまな情報交換をして、実際、国、県の統計を実施する際の参考にさせていただいているということでございます。

議長（岩佐康三君） 五十嵐辰雄君。

10番（五十嵐辰雄君） さらに、ちょっと私、理解できないんで質問しますけれども、統計調査員協議会の委員、これは28名、6名欠員ですけれども、例えば商業統計、工業統計、農業センサス、統計でございますけれども、その統計調査員というのは、この統計調査員協議会のうちから順番に委嘱すると、そういうふうに理解したんですけれども、例えば国勢調査も、今なかなか調査員にお願いしても、なり手がありません。今、非常に、個人情報保護で、調査員が訪問しても、なかなか、居留守を使ったり、答えてくれないで、非常に困っているんですが、そういうときこそ、この統計調査員協議会の協力が必要と思うんです。この方は、国勢調査は従事できないんですか。今、先ほどの若泉議員の質問では、国勢調査と統計調査員協議会の委員はダブれないと。ダブってもいいんですよね。日額で

すから、これは勤務した日と別ならば別で支給できるんですよね。その点です。ちょっと、もう一回、担当課長にお伺いします。

以上です。

議長（岩佐康三君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） お答え申し上げます。

国、県の調査におきましても、その委託があった場合には、この統計調査員協議会の統計調査員の中から推薦をいたしまして、先ほど議員さんからもお話ありましたが、国、県の方から委嘱状がまいりまして、それで、国、県の統計調査を実施いたしております。ですから、仕事は行うことができます。

以上です。

議長（岩佐康三君） 五十嵐辰雄君。

10番（五十嵐辰雄君） そうしますと、例えば統計調査、商業とか住宅統計やる場合は、これを委嘱する方は、名前は町長でしょう。町長から委嘱するんですよね。その場合は、統計調査員協議会の推薦がなければ委嘱できないと、そういうような建前でございますか。その点をお伺いします。

議長（岩佐康三君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） お答え申し上げます。

委嘱につきましては、国、県から委託を受けて行います調査につきましては、町長ではございませんで、国、県のそれなりの役職といたしますか、そちらの方から委嘱状をいただきます。町の方は、そういう調査がありますということで、調査員を推薦してくださいということで文書がまいりますので、その際に統計調査員の方々の中から推薦をして、直接その推薦を行った役職の方から委嘱状が調査員の方に交付されると、それで仕事を行うというようなことでございます。

議長（岩佐康三君） 7番中野敬江司君。

〔7番中野敬江司君登壇〕

7番（中野敬江司君） 今の4号議案ですけれども、この企画財政課長のご説明聞いていますと、ちょっとはつきりしないんです。この提案理由は、日額に改めたいという提案なんですけれども、なぜ日額に改めるのかということなんです。そうすると、このところでは、国、県の統計調査の交付基準にしたいということなんです。それで、今、答弁の中で、統計調査員の報酬の金額が答弁の中にありますけれども、それでは、例えば国勢調査、これの報酬、この4,200円を基準に計算されて支払われているということなので、今後、町で発生した場合、4,200円という国の基準に改めたいというご提案なんですか。この辺、ご答弁願います。

議長（岩佐康三君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） お答え申し上げます。

今回の日額といたしまして4,200円に改正するというようなことでご提案申し上げておりますが、この4,200円の報酬額については、利根町の日額報酬の委員、特別職で非常勤の者の報酬で日額の報酬の委員が規定されてございます。その委員とのバランスを考慮いたしまして、日額委員の平均額とさせていただいております。

これをもとにして国の方の調査とかに活用するののかというお話でございましたけれども、国、県の調査につきましては、国、県の方で別に基準が定まっておりますので、今回の改正案の中で適用の方で、この4,200円だけですと、国、県の方の調査も4,200円というふうに解釈されるというようなことございまして、それを避けるために、国、県の統計調査は、国、県の交付基準によるということで、この4,200円とは別な、切り離れた単価でお支払いをするというようなことで、このように改正案を提案させていただいたわけでございます。

議長（岩佐康三君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） 今回の改正は、年額から日額に改正するわけでございますけれども、今までは、統計調査員であれば年額をお支払いしていたんです。これは出席しようがしまいが、統計調査員となった場合には年額をお支払いをするというような規定になっておったものを、今回からは日額に改めまして、その会議等、調査等、研修会等に出席したのみにその報酬を支払うと、そのように改正するものでございますので、ひとつ、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（岩佐康三君） 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

4 番白旗 修君。

最初、反対討論から認めます。

〔4 番白旗 修君登壇〕

4 番（白旗 修君） 企画財政課長の答弁を聞いていますと、何をやっているのかさっぱりわかりません。年額を日額にしていると言いますが、この二、三年、町独自の調査はやっていないと、多分これからも、それほど出てこないと思います。この4,200円という根拠は先ほどお聞きしましたけれども、その中に、研修に出てきた分も含まれると言いますが、私は、この財政難のときに、まだそんなことを言っているんですかと言いたい。費用弁償だけでよろしいんじゃないですか。何を考えているのか、そういうふうに変わらないです。ですから、いつ、どういうことで起こるかわからないような、今までやったことのないような町独自の調査といようなものを想定して4,200円というの

も腑に落ちませんし、それから、研修といいましても、国勢調査でも商業統計調査でも、必ず国や県の方から、そのやり方を細かく指導をしてくれるようになっているはずです。ですから、そういう研修は、それぞれの国、県の統計調査のときにセットで研修されるわけです。ですから、研修のために、また費用弁償を必要ないわけです。今言いましたように、国、県のものについては手当があるわけですから、ですから、この議案第4号の条例というのは、私には、さっぱりわからない。つまり、むだな話です。財政難の折、こういうことはやめていただきたい。

したがって、反対です。

以上です。

議長（岩佐康三君） 次に、賛成討論を認めます。

8番佐々木喜章君。

〔8番佐々木喜章君登壇〕

8番（佐々木喜章君） 賛成の立場で討論いたします。

この議案第4号、これは年額で2万100円で会長が、副会長1万8,300円と、委員で1万7,100円、これを一律4,200円で日当ということで改めたいという提案だと思います。これならば、今までは出席しなくてももらえていたものが、出ないともらえないと。これは、財政的にもいいのかなと考えますので、賛成いたします。

議長（岩佐康三君） 次に、反対討論を行います。

賛成討論を行います。

反対ですか、賛成ですか。

2番（高木博文君） 反対です。

議長（岩佐康三君） 2番高木博文君。

〔2番高木博文君登壇〕

2番（高木博文君） 私は、先ほど白旗議員が発言した、その趣旨と全く一緒でありまして、これが報酬として支出されることについては極めて問題ありと。最小限、これは必要とするならば、費用弁償という形で改めて提案されてしかるべきじゃないかと。そのもっとも理由としては、それぞれの調査ごとに、恐らく調査員として心すべきことについては、事前の研修が、多分、国なり県なり委託する際の費用としては措置されていると思いますので、改めて町がそれを出す必要が果たしてあるのかどうか。やっぱり今日の財政事情の折から、節約するには徹底して節約すると、出す場合には、もっとだれもが納得いくような形で必要最小限のものに絞って提案すべきだと思いますし、これが報酬及び費用弁償という提案のされ方で出されていることについては、反対したいと思います。

議長（岩佐康三君） 次に、賛成討論を認めます。

13番若泉昌寿君。

〔13番若泉昌寿君登壇〕

13番(若泉昌寿君) 私は、賛成の立場で一言、討論させていただきます。

私、一番最初に、わからないもので質疑いたしました。しかしながら、今、白旗議員、高木議員の方から、費用弁償とか、そういうもの出ていましたけれども、利根町でも、いろいろな委員さんがおります。その委員さんには報酬というか、そういうものを出しておりますので、これは、やはり協議会とか、そういういろいろな会議を開いたときには、出すべきなものかなと、そう思いますので、私は賛成の立場として討論させていただきます。

以上です。

議長(岩佐康三君) 次に、反対討論を認めます。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(岩佐康三君) 異議なしと認めます。

それでは、議案第4号 利根町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(岩佐康三君) 起立多数です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

議長(岩佐康三君) 日程第4、議案第5号 利根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(岩佐康三君) 異議なしと認めます。

それでは、議案第5号 利根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐康三君） 日程第5、議案第6号 利根町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第6号 利根町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を採決いたします。お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐康三君） 日程第6、議案第7号 利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を……。

5番（守谷貞明君） 第7号。

議長（岩佐康三君） そうです。

質疑ですか。

5番守谷貞明君。

〔5番守谷貞明君登壇〕

5番（守谷貞明君） 改正案は、第4条の2で「町は、医療福祉費として支給する額から前条第2項の規定により控除する額を、対象者（前条第2項第2号にあっては、乳幼児に限る。）の申請に基づき支給する。ただし、町長が必要と認めた場合は、保護者等の申請に基づき支給することができる」と、アンダーラインのところは現行と変わっていますが、改正案が。僕が疑問に思っているのは、保護者の申請に基づき支給することができるということなんですが、これは、具体的にはどういう形で行われているのか、教えて

いただきたいと思います。

以上です。

議長（岩佐康三君） 町民生活課長高野光司君。

〔町民生活課長高野光司君登壇〕

町民生活課長（高野光司君） お答え申し上げます。

具体的にということでございますけれども、これは、県では自己負担金をルールとして払いなさいという決まりがございます。それに基づいて、町は、その自己負担分を補助するということです。

それにつきましては、町の方に来ていただきまして、払ったという領収書を持ってきていただいて、申請していただくということでございます。各病院がありますので、普通ですと、各病院ですと、保険者が払って3割自己負担、で、保険者から病院の方に入りますけれども、これは、病院の方でも知っておりまして、自己負担はマル福対象外だということになりますので、それを自分で払ってもらうんです。で、町独自ですので、それをちゃんと払いましたよという領収書ももらっていただいて、初めて、申請していただいて払うという流れになってございます。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 守谷貞明君。

5番（守谷貞明君） 今、高野課長のお答えでよくわかりましたが、ただそれは確かにそのとおりのルールだと思います。病院で自己負担分をお支払いして、その領収書ももらって、そのもらった領収書を今度は利根町役場の町民生活課の窓口へ持ってきて、そして申請書を書いて、そうすると、この医療、払ったお金が控除されるというふうになるわけですね、具体的には。

そうなりますと、僕自身が乳幼児を抱えた主婦とします。手間が大変なんです、これ。そこで、何らかの利便性を向上するために、例えば申請書を病院の方に置いておくとか、どこか、役場までわざわざ来なくても済む、領収書もらって、そこで申請書を書いて。だから、できるだけ手間を減らしてあげたらどうなのかしらと。やっぱりお子さん抱えて病院行ったり役場に行ったりと大変なんで、合理性を考えたときに、何か、もっといい方法ないのかなというふうに感じたんです。ですから、もしそういうことが可能ならば、ぜひ検討していただきたいなと。要するに病院と役場を何回か往復しなくては手続が終わらないというのは、それは現実にはそうなんでしょうけれども、そこを何とか、優しさ、思いやりを持って、利便性を少し。乳幼児を抱えて若い奥さん、大変だと思います。これ、交通費も時間もかかるし。だから、その辺を考慮できるものがあれば、ぜひ考慮していただきたいというのが、私のお願いです。

以上です。

議長（岩佐康三君） 議員さん方に申し上げますが、私の方から質疑を打ち切りますと

言ってから挙手をして質疑をされても、これからは認めませんので、よろしく願いいたします。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） そのほか質疑ありませんね。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第7号 利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐康三君） 日程第7、議案第8号 利根町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

2番高木博文君。

〔2番高木博文君登壇〕

2番（高木博文君） 私は、提案されている議案そのものには異議はないんですけども、ちょっと理解できないのが、この小規模住居型児童養育事業を行う者という、これが具体的なケースとして、どう想定したらいいのか、また、利根町に、そういう条例があるのかどうかを教えていただきたいと思います。

議長（岩佐康三君） 町民生活課長高野光司君。

〔町民生活課長高野光司君登壇〕

町民生活課長（高野光司君） それでは、お答え申し上げます。

これは児童福祉法の改正がありまして、ご存じのとおり、里親だとか、今、どこか児童施設に入っている人については、保護者のいない方について、世帯主で課税されますので、それについては非課税にするんだという趣旨はご理解だと思っておりますけれども、里親制度から、何か独立したような形でできた施設だというのが理解しております。それで、実際どういう施設かということで、ちょっとインターネットとか、厚労省のホームページを見ながら、施設を取り寄せてみました。それで、冒頭ご説明申し上げましたとおり、改正の

児童福祉法によって、新たに国によって事業化されるファミリーホームだと。それで、養育者の居住において、五、六人の要保護児童を養育する施設については、その児童福祉法の中で処理するので、要するに保護者がいない場合は、国保の対象外ですよという意味だと思います。

それを具体的にと言いますけれども、先ほど言いましたとおり、この第2種社会福祉事業に位置づけられたという言い方していますので、事業者には個人でも法人でもなることができますが、3人以上の養育者が必要となりますという、この第2種社会福祉事業という厚労省が認めた事業者です。それで、見ますと、里親から独立した制度だという解釈はしているんですけども、それを具体的に、ちょっと、福祉のあれじゃないんでわかりませんが、全国についても、どうだという形で、ちょっと情報をとっているんですけども、4月1日以降に事業化されたという前提がありましたので、これから事業化された施設について対象になるんだらうと考えております。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 高木博文君。

2番（高木博文君） 今の答弁をお聞きしますと、高齢者、お年寄りの場合に、ある一定の規模を持ったそういう施設があるのに対して、グループホームみたいな形でやられている施設があると。言うならば、これは児童においてのその種のものと。まだ法律が改正されて間がないから、利根町の場合そういう事例もないし、全国的にも少ないけれども、多分、そういうことではないかという理解でよろしいんですか。

議長（岩佐康三君） 町民生活課長高野光司君。

〔町民生活課長高野光司君登壇〕

町民生活課長（高野光司君） お答え申し上げます。

やはりファミリーホームということで高木議員が言われたとおりでございます。事務局、事務費だとか、事務職員だとかと、ある程度必要なスタッフがいて、1人当たり月額、これを見ますと、15万ぐらい取る施設があるみたいです。そういう形でひとつがあると。もう片一方で自立援助型という、これは前にもあると思うんですけども、児童自立生活支援事業と、あと、今、言った小規模住居型児童養育事業という形で、施設に入って養育者が金を取って、そこで見るといいますと、やはりグループホーム等と同じような施設ではないかなと考えています。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第8号 利根町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

再開を11時10分からといたします。

午前11時01分休憩

---

午前11時11分開議

議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

議長（岩佐康三君） 日程第8、議案第10号 利根町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第10号 利根町介護保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐康三君） 日程第9、議案第11号 利根町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第11号 利根町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐康三君） 日程第10、議案第12号 文間地区農村集落センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第12号 文間地区農村集落センターの指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐康三君） 日程第11、議案第13号 利根東部農村集落センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第13号 利根東部農村集落センターの指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐康三君） 日程第12、議案第14号 利根緑地運動公園ゴルフ練習場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第14号 利根緑地運動公園ゴルフ練習場の指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐康三君） 日程第13、議案第15号 平成20年度利根町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

12番飯田 勲君。

〔12番飯田 勲君登壇〕

12番（飯田 勲君） 議案第15号、一般会計補正予算の議案に対して、五つ、六つ、聞かせていただきたいと思ひます。

15ページなのですが、昨日の説明によりますと、今回の補正予算は大部分が減額補正ということ。減額補正ということは、要するに年度末に近づきまして大体決まりついてきたということで、早い話が不用となったと、そういう金額が計上されているのではないかなと、私は理解するわけですが、その中で、15ページの目の5財産管理費、節の15工事請負費、この中に庁舎改修工事で196万7,000円の減額が補正されております。確かに、このように財政事情が厳しいときに、一生懸命、職員の方が節約されているという、その努力というのか、そういうものに対しましては、私も非常に力強く、ありがたいなと、そんなふうに感じるところでございますが、この庁舎改修工事費、当初1,010万4,000円、当初計上されていて、その中で196万7,000円が減額補正されているということは、これは当初予算に対して約19%、大雑把に言えば2割近く減額補正されているわけです。その点を、どうしてこのように大きな減額補正されているのか、お尋ねしたいと思います。

それで、あと、4件ほど、これと同じような減額補正があるので、その点も、あわせてお聞きしたいと思います。

次に、23ページ、一番下段の一番下の段に、すこやか交流センター費というのがあります。すこやか交流センター管理事業の中で15工事請負費、やはり106万2,000円が減額補正されているわけでございますが、これも当初は552万9,000円が計上されていて、やはり19%ぐらい減額補正されております。やはりこれほどの不用が出ているということは、適切というよりも、当初に計画された、予定された事業どおりにやられているのか。または、工事業者との契約差金なのか。それで、また、差金とすれば、しっかりと工事されているのか。その辺、具体的にお聞きしたいと思います。

次に、24ページの中ほどにある目4の環境衛生費の中の高度処理型浄化槽設置整備事業なのですが、これは補助金として国あるいは県からも来ているお金かと思いますが、非常に、せっかく補助が来ているのに、4割近くが残っているというような状況なんです。やはりこれも、できるならば、文化的な生活を営むためにも全額使っていただければなと、そんなふうを感じるわけですが、町民に対する周知が、やっぱり甘いのではないかなと、そんなふうを感じるところでございます。この辺も、どうして、何基ぐらい予定して予算を計上され、実際には何基ぐらい使われたのか、お聞かせいただきたいと思います。

次に、29ページの上段、一番上ですが、利根浄化センター周辺生活環境整備事業ですが、これが1,300万円の不用というか減額補正されております。当初4,600万円計上されているわけです。これも、当初予算に対して約28%ぐらい減額補正されている、3割近く補正されているんです。これで、やはり先ほども申し上げましたように、当初計画されたとおり事業が行われているのか。あるいは、事業を縮小して行ったのか。その辺を具体的に、お話聞かせていただければと思います。

よろしく申し上げます。

議長（岩佐康三君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、お答え申し上げます。

15ページの工事請負費で196万7,000円の減額というような、この理由はというふうなことだと思いますが、こちらにつきましては議会棟の、この議場ではなくて、向こう半分の方の会議室とか、そういうものの冷暖房を行います空調機器の改修工事を当初見込んだものでございます。当初350万円、予算を見込みました。発注の際に、もう一度、機器等の状態を確認いたしまして、改修が必要な部分を当初は、私も、詳しいその部署というか機器の名前はわかりませんけれども、この空調は加湿をしながら空調を行う仕組みになっております。20年前、庁舎建設したものですので、水を吹きかけながら風を、そこを通して空調するような仕組みになっております。それで、どうしても水をかけますので、さびとか、そういうのが出ます。そういうことがございまして、その部分を中心に改修を行うという予定であったんですけども、実際、加湿を行う部分だけを交換をいたしましてできるというようなことになりまして、それで改修を行った結果、金額が196万7,000円の減額が生じたということでございます。

また、加湿を行う機器につきましても、水をかける方式ではなくて、ろ紙のようなものに水を含ませて、水が飛散しないような今の仕組みを取り入れまして、その方が長く使えていいというようなことでもございましたので、修理方法も直しましたが、入札の結果このような形になったというようなことでもございます。

議長（岩佐康三君） 健康福祉課長師岡昌己君。

〔健康福祉課長師岡昌己君登壇〕

健康福祉課長（師岡昌己君） それでは、23ページのすこやか交流センター管理事業のうち、工事請負費106万2,000円の減ということでもございますが、これは、すこやか交流センター、もとの保健センターの屋根の防水工事でもございまして、保健センター、築30年程度経過しておりまして、まだ一回も防水工事しておりませんでした。今回、屋根、屋上全部、防水工事を行いまして、当初予定どおりの設計をしてございます。今回の減額につきましては、あくまでも契約差金ということでもございまして、工事等につきましても、適正に行われていると思います。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 都市建設課長飯田 修君。

〔都市建設課長飯田 修君登壇〕

都市建設課長（飯田 修君） 私の方から、ページ、24ページになりますけれども、目1の環境衛生費で説明の中で高度処理型浄化槽設置整備事業、この中で4割ほど減額されているということですけども、当初予算では730万4,000円を予定してございました。これは10基分で730万4,000円で、今、結果としまして6基を補助してございます。これ、なぜかと申し上げますと、10ページをお開きいただきたいと思いますけれども、款14の県支

出金、項2の県補助金、目3ですけれども、衛生費県補助金、こちらも関係してございまして、合併浄化槽の補助金につきましては、国が3分の1、県が3分の1、町が3分の1という形で個人の方に補助をしているわけですけれども、今回、昨年県が実施しました森林湖沼環境税を霞ヶ浦湖沼の水質改善のために、こちらを環境整備に使おうということで、合併浄化槽にさらなる上乘せ補助金を、一般的に県3分の1、国3分の1、町3分の1ですけれども、その中に県が、これ、人槽によって少し違いますけれども、約20万円の1基当たり補助を上乘せ事業が実施されております。今回、県の予算が尽きまして、補助できないということで、1月いっぱい打ち切りの通知連絡をいただきまして、町の予算は10基分を用意していたんですけれども、県の補助事業が間に合わないということで、今回、やむなく、今年度分は打ち切りをさせていただいたという経緯がございます。

それから、ページ、29ページの一番上ですけれども、利根浄化センター周辺生活環境整備事業費といたしまして、工事請負費1,300万円の減額でございます。確かに議員さんおっしゃるとおり、当初予算4,600万円の中で1,300万円を減額させていただいていますけれども、基本的には契約差金でございます。当初の計画どおり実施されたのかどうかというご質問もありましたけれども、予定したものはすべて完了いたしました。この原因なんですけれども、これは以前から常任委員会とかでも、何度かご質問を受けているんですけれども、この予算を組みますのは、どうしても、物品を買う場合には価格が決定していて、予算計上、そのまま100%の金額で上げられるんですけれども、どうしても次年度予算を組む場合には、10月ごろから現場等、調査して、その限られた時間の中で予算計上させていただきまして、どうしてもマイナス予算を組むのはちょっと怖いというところが実際あります。その中で、860万ぐらい概算でいきますかねというときには、880万円ほど持っていれば何とかなるだろうという予算の組み方もしているのは事実です。その結果、翌年度、実施設計をいたしまして、なるべく安価な工事を実施したいということで、安い工法等を選びながら実施した結果が、このような結果になっているということで、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 飯田 勲君。

12番（飯田 勲君） ただいま各担当の課長からお話をいただきまして、理解はできましたわけですが、やはり庁舎改修工事、あるいは、すこやか交流センターの防水工事、あるいは、今言った浄化センターの周辺環境整備ということ、職員さん方が努力した結果、このように減額できたということは非常に喜ばしんですが、やはり私の考えとしては、10%ぐらいにおさめるように、予算を組むときにしっかり精査して、それで予算を組むべきではないかなと、そんなふう感じたわけでございます。まして、この浄化センター周辺環境整備工事に関しては約28%が減額されているということで、もう少ししっかりと基礎資料に基づいて計算されて予算計上すべきではないかなと。21年度は予算も案としてで

き上がっていますが、やはり22年度、これからはしっかり、その辺、精査されて予算計上されるよう、よろしくお願ひしたいところでございます。

また、高度処理型浄化槽に関しましては、県の方の事情でこういうふうになったんだということでございますので、これはいたし方ないかなと思っておるところでございます。今後とも、このように努力されている結果に関しては喜ばしいことなんですが、今申し上げましたように、予算計上のときには十分なる検討をされて適切な予算計上をされるよう望んで、私の質問とさせていただきます。

終わりにします。

議長（岩佐康三君） そのほか質疑いいですか。

10番五十嵐辰雄君。

〔10番五十嵐辰雄君登壇〕

10番（五十嵐辰雄君） 1件だけ質疑いたします。

これは歳入ですが、ページ、10ページですが、款の14県支出金、項2県補助金で、その中で1総務費県補助金で、これは節の方で緊急雇用創出事業費交付金で、説明見ますと緊急雇用創出事業費交付金で45万4,000円の計上ですが、この使い道は、どういうふうこれから補正に計上し、歳出の方で具体的に使うかお聞きします。

きのうの町長の次年度21年度の町政運営方針ですと、町長はこうおっしゃいました。今の経済の状況は百年に一度の暴風雨ということで、本当に、これからが本当に景気がさらに悪くなります。今、景気の回復は、何といたっても雇用創出でございます。今、マスコミ等で報道されておりますのは、大企業でございます。非正規従業員とか、正規従業員の解雇、解職、そのほかに、日本の企業の9割以上が中小企業でございます。それについては、ほとんどマスコミ等では報道がないでございます。ですから、町当局で、県の方のこういった補助金でございますが、これを町の方では、緊急雇用創出事業として、どのように効果的に取り組んでいくか、その点をお伺いします。

以上です。

議長（岩佐康三君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、お答え申し上げます。

県支出金の緊急雇用創出事業交付金をどのように支出するのかというようなことでございますけれども、こちらにつきましては、昨年12月1日以降、町で新規に雇用した臨時職員といいますか、そういうものにも使ってもいいというようなことで通知がございまして、このほか雇用対策事業につきましては、ふるさと雇用創出というような事業もございます。こちらは、ふるさと雇用創出事業というのは、町が直接雇用することはできませんで、他の団体等に委託をして、その雇用を創出していくという事業なんですけれども、緊急雇用創出事業については、町直接に雇用した者についても対象にするというようなこと

がございまして、12月1日以降に雇用した職員で、これは、もともとは20年度の当初予算の方には計上してございました。

1人は、役場の宿直をやっていただきます宿直の代行員の方、その方が12月から、ずっと募集していたんですけれども、なかなか見つからなくて、12月から勤務についての方がおります。その方の賃金と、それから、地域包括支援センターの介護支援専門員さんも、ずっと募集をしております、ことしの2月1日から臨時職員として勤務しております。

その方以外にも採用が新規で勤務されている方いたんですけれども、もう一つ、税務関係で各給与支払報告書とか、各企業さんとか、いろいろ来ますけれども、そういう方々の処理をするということで、12月から5人の方々を採用しております。そういう方々を、12月1日以降ということだったので県の方に申請を提出したんですけれども、税務関係の雇用の方々については毎年やっているものだから、これは対象にならないというようなことで、その方々を除きまして、また、他の補助金で対処をしている事業とか、ほかの交付金等で対処している事業等に該当しない方々しか対象にならないというようなことで、県のその担当課と協議をした上で、先ほど申し上げました宿直代行員の方と地域包括支援センターの介護支援専門員さんについては対象になりますというようなことで、その予算額の45万4,000円を緊急雇用創出事業費交付金ということで今回計上したものでございます。

支出については、20年度の当初から予算が組まれていたということでございます。

議長（岩佐康三君） 五十嵐辰雄君。

10番（五十嵐辰雄君） さすが、秋山課長の経済展望はすばらしいですね。20年度の当初予算です。この編成作業は前年度の多分、役場の方では11月上旬から始まって、予算確定したのは2月上旬です。3月議会には、もう長期展望ができていたと、そう理解してもいいんですが、この経済の悪化したのは昨年9月ごろです。金融恐慌、今、百年に一度と言いますが、課長、世界大恐慌、課長が生れる前ですが、1929年ですよ。80年です、世界大恐慌。その回復には約七、八年かかりました。そのとき、アメリカはニューディール政策で不況を脱しました。今の不況は金融恐慌、これはアメリカの金融政策の大失敗です。あれは住宅債権と一般企業債権をミックスして証券化して、世界じゅうの投資家に販売したんです。ですから、これからの恐慌は、ますますです。

ですから、国の方としましても、わざわざ緊急雇用創出事業費交付金、目に見える対策。20年度当初から広く薄く対策をやりましたと、それは理由になると思うんですけれども、この国の方でやっているのは、今、麻生さんが言っているのは、経済が一番だと。ですから、国の方でやっているからじゃなくて、町でも、このせつかくの県の方のこういった貴重な基金を上乗せして、町でも雇用創出事業を新規にやらないと、総花的な予算に合うからだって、これ、町民に目に見える対策は効果がないと思うんです。ですから、課長、やっぱり役場としましても、今ほとんどの企業が雇用の創出じゃなくて、頑張っているんです。これからはますます厳しくなります、日本経済は。ですから、課長、この予算でも

有効に活用して、町民に目に見える形で、井原町政は雇用創出に取り組んでいると。今、マスコミで報道しているのは、ソニーとか、パナソニックとか、そういう大手企業です。その大手企業の下に、日本経済を支える中小企業が90%以上あるんです。ですから、やっぱり、課長、目に見える形で一段の雇用対策についてのお考えを、もう一度お伺いします。

議長（岩佐康三君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、お答え申し上げます。

先ほども申し上げましたとおり、緊急雇用創出事業と、もう一つ、ふるさと……ちょっと正式な名前は忘れましたが、ふるさと雇用の創出事業と二つございまして、県の方で1月29日に、その説明会がございました。その際に、この緊急雇用創出事業については、12月1日以降に採用した町の自治体の職員がいた場合には、その職員を対象としてもなりますというようなことで、いろいろ調べまして県と協議した結果、2名の方を今回の補正予算の対象とさせていただきました。

そのふるさと雇用事業については、利根町分で使っていいですよという、これから3年間なんですけれども、21年から3年間、また、緊急雇用創出についても、21年から3年間。使ってもいいという、その枠がありまして、その通知も来ております。その枠は、緊急雇用創出については1,000万円、ふるさと雇用創出については3,500万円という形で通知が来ております。2月20日までに県の方に、事業を創設して、先ほども言いましたいろいろ制約がございまして、その制約の中で事業をつくって提出してくれというようなことで、経済課の方と関係課と協議をいたしまして、庁内の関係各課の方から、さまざまな事業を策定というか、案を出していただきまして、雇用対策ですので経済課の方でその取りまとめをいたしまして、2月20日に、それぞれの事業をその枠の中で実施していくということで、県の方には、21年度以降、そういう取り組みをするということで提出はしてございます。

今回については、この緊急雇用創出事業というようなことでご質問でございましたので、先ほどお答え申し上げたとおりでございます。

議長（岩佐康三君） 7番中野敬江司君。

〔7番中野敬江司君登壇〕

7番（中野敬江司君） 短く1点だけ質疑させていただきます。

ページは27ページですけれども、目の5農地費です。節の19布川地区基盤整備促進事業負担金、これは土地改良区が今、用水路をなどの整備事業をしております。その関連の負担金でなかろうかと思っておりますけれども、この地区には、皆さん、ご承知のように2273号線、これは布川小学校への通学道路が指定されております。この安全対策費に負担するんじゃないかなという、私は、推測するんですけれども、この負担金はどのような形で負担されているのかという、この詳しい内容をひとつ、ここでお聞かせしていただきたいと思っております。

以上です。

議長（岩佐康三君） 経済課長石井博美君。

〔経済課長石井博美君登壇〕

経済課長（石井博美君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

ここに掲げてあります140万円につきましては、今、議員がおっしゃるとおり、安全施設の負担金でございます。現在、豊田新利根土地改良区が行っています用排水路の工事に伴いまして、当然、通学路である2273号線、それがかかるために、その周りにフェンスを回すと。これは教育委員会からも要望が出ていまして、その話し合いでもって、教育委員会、土地改良、また、経済課ということで、3者で協議した結果そこに安全施設が必要だということで、この負担金を上げさせていただいております。全長約380メートルのフェンスをやる予定でございます。

以上です。

議長（岩佐康三君） 中野敬江司君。

7番（中野敬江司君） 工事につきまして理解しました。ただ350メートル、かなり長い距離でもって、安全対策を講じていただくということの答弁をいただきました。ただ問題は、工事が終わった後、この安全対策が不十分な対策であるということ指摘されないような工事を、ぜひしていただきたいと考えております。

あと、今、長さは、ちょっとご答弁いただいたんですけども、高さについても問題があるわけです。子供さんたちですから、中へ、足をかけて入りやすい、そういう設備になっているのかどうかです。今だと、落ちて、はい上がることができますけれども、今度は三面側溝になってしまいますと、非常に死亡事故につながっていくというようなことも考えられますので、その辺の対策は十分、豊田土地改良区と十分協議していただいて、内容等も、精査、きっちりいただきまして、十分なる安全対策を要望して質問を終わります。

以上です。

議長（岩佐康三君） 5番守谷貞明君。

〔5番守谷貞明君登壇〕

5番（守谷貞明君） 私は、3点について質問させていただきたいと思います。そのうちの2点は、予算が削減されるということで、大変喜ばしいことですが、その理由をお伺いしたいと思っています。もう1点は、残念ながら当初予算よりもふえてしまったという点でございます。

まず最初に、19ページでございます。

これは一番下の10保健センター費というところで、総額で5,765万円の減額になっているんですが、その中で主なものとして、何でこんなに減ったんだろうということで、きのうの説明では、運転手さんの雇用をやめたんだということをおっしゃっていました。で、次のページ、20ページで、7賃金のところで、運転手賃金というので136万円が計上され

ています。それから、用務員さんもおやめになっていただいたということなんですが、これは予算削減に役立っているとは思いますが、一方で、職員の負担になっているのかなと、そういう声はないのかどうか。

それから、もう1点、万一事故が起こった場合に、これは、いわゆる自分で個人的な用事で仕事に行ったりなんかして、遊びに行ったりなんかで自分の用事で何か事故を起こしたときと、業務で使っていた場合とでは、当然異なってくると思いますので、その辺の保険関係はどうなっているのか、その辺もお伺いできたらありがたいなと思います。

議長（岩佐康三君） 守谷議員。減額補正のやつは5,765万じゃなくて、576万5,000円。

5番（守谷貞明君） そうです。失礼しました。済みません、間違いました。そのうちの136万8,000円です。

それから、同じページなんで、これ、次は、本当は減額の方へ行った方がいいんでしょうけれども、同じページのところにありますので、これは残念ながらふえてしまった方です。後期高齢者医療費が当初見積もりよりも468万9,000円ふえて繰出金になっているんですが、この原因というのは、治療費がふえて、患者数もふえて、だから、その辺が具体的にどのくらいふえたのかな。今後の見通し、僕、大変心配しているのは、高齢者の医療費が今後ずっとふえ続けていくんであると思うんですが、個人的には。その場合に、一つのこれが示唆というんですか、になるのかなと思いますので、これが当初予算よりもふえた理由、その辺の今後の予測等も含めてお答えいただければと思っています。

それから、次は、今度は減った方で、大変これも喜ばしいなと思っているんですが、25ページ、衛生費ですが、廃棄物減量推進費ということで、資源ごみ回収運搬業務委託費というんですか、これで150万減っています。これは、資源物の量そのものが減ったのか、それとも、これはある程度回収の回数を減らしたのか、そのどちらなのか。きのうの説明では、資源物が減ったからということをおっしゃっていたように思うんですが、150万円の運搬業務が減るということは、資源物の量にしてはどのくらい減ったんでしょうか。もしわかれば、お答えいただきたいと思います。

以上です。よろしくどうぞお願いします。

議長（岩佐康三君） 健康福祉課長師岡昌己君。

〔健康福祉課長師岡昌己君登壇〕

健康福祉課長（師岡昌己君） それでは、お答え申し上げます。

賃金の減額ということでございますが、運転手賃金でございますけれども、運転手の方、福祉センター等へ来ますリハビリ等の方を送迎するということで見込んでおったんですが、1カ月でやめてしまったということで、その後、臨時運転手のかわりに職員が送迎をさせていただきます。何十人もいるわけではございませんので、それほどの負担にはなっていないのかなと、その辺のところは、それほど負担にはなっていないのかなと考えております。

あと、その運転中の事故ということですが、保険関係につきましては、臨時の方の運転

中の事故ということだと思いたしますが、これは、その車両に保険等を掛けておりますし、また、雇用契約書の中で、その運転の業務も入っておりますので、その辺は町の方の保険も出るということで考えております。

議長（岩佐康三君） 町民生活課長高野光司君。

〔町民生活課長高野光司君登壇〕

町民生活課長（高野光司君） それでは、守谷議員の質問にお答え申し上げます。

21ページの後期高齢者医療特別会計繰出金で468万9,000円の増額となっております。これにつきましては、保険基盤安定負担金でございます。ご存じのとおり軽減世帯、7割、5割、2割という、所得に応じて軽減している国保でありますけれども、それに対して軽減分を県と町で負担するという財源でございます。特に財源内訳としますと、4分の3が県、4分の1が町でございます。それに伴って、この補正でありますとおり、県の県支出金から351万5,000円が財源化されてございます。特に多く、この背景といたしますと、国の制度、介護保険のところでもちょっと説明申し上げましたけれども、被保険者の扶養者に対しては5割軽減するんだという国の制度が4月1日から施行されました。それは当初は、後期高齢の予算のところには含まれてございませんでした。その背景には、国で扶養者だったのが、会社にいた扶養者が今まで社会保険にいて負担していなかったことが、後期高齢に移ったことによって均等割等がふえたよということなので、その部分は個人に負担するんじゃないかと、公費で負担しようという、この流れで、この額がふえたということでございます。ですから、保険者に負担かけたわけではございません。

あと、今後のということですが、今後は特会の方で背景をご説明したいと思いたす。ですから、この予算については、そういう軽減措置を公費で代弁したというか、かわりに払うということでございます。

あと、資源回収でございますけれども、これにつきましては150万円ほど減額となっております。これは25ページでございます。この資源回収の減額につきましては、瓶以外、空き缶だとか、紙類だとか、布類、ペットボトルとか、トレーの資源物に対する予算を減ということでございます。これ、当初の予算が840トンを見込んでおりました。ここに来て予定より大分減っているの、3月までの見込みを695トンに見込んでございます。当初と比べますと145トンを減らしたということで、150万円ほど減額になったということでございます。

じゃあ、今後の推計といたしましては、19年度の決算を見ますと697トンですので、今言いました推計では695トンですので、若干減る傾向かなということを見てございます。特に、17年、18年、19年の推計を見ますと、ばらつきはありますけれども、ここに来て18年と比べて30トンほどふえています。その反面、瓶の方が、ちょっと10トンぐらい減っているという傾向です。なるべくリサイクル等をしていただいて、資源物を出していただきたいなという感じがします。その反面、財源的にはリサイクルはふえますので、料金が上

がるということになります。ただこれは環境から見ますと、財源から見ると困るんでしょうけれども、環境から見ますと、この料金がふえることを望んでいるところでございます。以上です。

議長（岩佐康三君） 守谷貞明君。

5番（守谷貞明君） 担当課長のお答えで中身はよく理解できました。運転手さんの問題については、職員の方に負担はないということで、これも一安心しました。それから、保険がちゃんと掛かっているということで、事故対応もできていると。それから、ごみに関しては、ただいま高野課長からのお話があったように、今後、資源ごみが効率的に回収されて、その費用が、さらに負担が減っていくという傾向になれば、もっとありがたいなと思っています。後期高齢者に関しては、家族の全員が組合健保で入っていたものを後期高齢で無理やり引きはがした、その分の負担がここに入っているんだということで、よく理解できました。どうもありがとうございました。

議長（岩佐康三君） 6番高橋一男君。

〔6番高橋一男君登壇〕

6番（高橋一男君） 6番の高橋です。1点のみ質問いたします。

歳出のところ、19ページです。

目4の地域改善対策費、予算が121万3,000円ということで、減額が31万7,000円、この中身が啓蒙啓発事業補助金ということで21万7,000円が減額になっております。きのうの課長の説明を聞きますと、たしか1団体が休止したという説明だったと思いますが、その辺の中身、どういう理由で休止したのか。それで、今後は運動活動再開するのか。その辺も含めて、ちょっとお聞きしたいと思います。

以上です。

議長（岩佐康三君） 健康福祉課長師岡昌己君。

〔健康福祉課長師岡昌己君登壇〕

健康福祉課長（師岡昌己君） それでは、お答え申し上げます。

地域改善対策費の31万7,000円の減額でございますが、一つは負担金ということで、研修会等の開催数の減、あるいは参加人数の減ということで、10万円ほど減額となっております。

また、啓蒙啓発事業で21万7,000円の減額でございますが、先日、企画財政課長から説明がありましたとおり、利根町にある支部が一つ、休止ということで、ご存じかと思うんですが、部落解放愛する会利根支部につきまして昨年6月から休止ということで、これは支部長から町の方に休止をしたいということで相談というか、そういう申し出がありましたので、一応、20年度は、その活動費は、補助金等は出せないということで、今回減額するものでございます。

また、今後の活動につきましては、はっきりと解散とか、そういう話は聞いておりませ

るので、一応、休止にしておくということでございます。

議長（岩佐康三君） 高橋一男君。

6番（高橋一男君） 昨年6月に休止ということですが、休止ということは、活動を再開する可能性はあるということだと思います。ただ支部の方から、そういう要請があったというお話ですが、あくまでも、これは支部だけの問題じゃなく、県連も上部団体も含んでいるわけですから、今後、上部団体の方から、どういう活動の指示があるのか、支部の方へ。その辺も含めて、県連の方からの指示とか、そういった内容は、支部の方を通して町の方へは内容は上がってきているのか。どういう、ただ休止といっても、いろいろ理由があると思いますが、支部の理由による休止とか、あるいは、県連の方からの指示による休止という内容なのか。その辺を含めて、県連の方の考え方、もしわかれば、お願いしたいなと思います。

議長（岩佐康三君） 健康福祉課長師岡昌己君。

〔健康福祉課長師岡昌己君登壇〕

健康福祉課長（師岡昌己君） それでは、お答えいたします。

これは、支部の方からもお話ございましたが、私も、県連の方へ直接お話を伺いまして、ちょっと具体的な細かな理由等は聞いておりませんが、一応、県連としても利根支部の休止を認めるということでございます。ただ今後どのように、再開するかもわからないので、一応、休止にしておいてくれという県連の方の要望もでございます。

議長（岩佐康三君） 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第15号 平成20年度利根町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

再開を1時半からといたします。

午後零時10分休憩

午後 1 時 3 0 分開議

議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

議長（岩佐康三君） 日程第14、議案第16号 平成20年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第16号 平成20年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐康三君） 日程第15、議案第17号 平成20年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第17号 平成20年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第17号は原案のとおり可決され

ました。

---

議長（岩佐康三君） 日程第16、議案第18号 平成20年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第18号 平成20年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐康三君） 日程第17、議案第19号 平成20年度利根町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

2番高木博文君。

〔2番高木博文君登壇〕

2番（高木博文君） 質問いたします。

この介護保険特別会計補正予算におきましては、歳入部分において5,400万6,000円減額し、歳出の部分でも同額を減額しておるわけでありますけれども、中身を見れば、介護保険料そのものは3,204万円ふえていると、それから、反面、保険給付等は大きく減っておりますので、これに付随する国庫支出金や支払金からの交付金、もろもろの関係が減らされておると。これは補正組まれるのは当然のことでありますけれども、その要因がどこにあるのか、この点についての問題意識を、ひとつお聞かせ願いたいというぐあいに思います。

私自身、考えるところは、介護保険料の被保険者が高齢化に伴い年々ふえてくると、このことは、当然、増額につながると思いますけれども、現行の介護保険制度においては、実際に利用する場合においても、その利用料負担が大きいとかの問題で、実際、需要に見

合う利用がない。それは結果として、保険給付費が減額される。支払う必要がないという形で減ってきていると。新年度以降におきましては、さらに、介護認定制度が改められて、より厳しくなるということが言われております。これは新年度予算にも、そういったことは反映されておるわけですがけれども、やはりこれは利根町当局においてどうこうというものではありませんけれども、この原因がどこにあるのかということをごひ知りたいたいと思いますので、お答えいただきたいと思っております。

以上です。

議長（岩佐康三君） 健康福祉課長師岡昌己君。

〔健康福祉課長師岡昌己君登壇〕

健康福祉課長（師岡昌己君） それでは、お答え申し上げます。

今回、保険給付費の方で減額、特に利根町におきましては、施設介護サービス給付費が大幅な減額となっております。この点につきましては、以前から老人保健施設の建設が見込まれておりました、平成20年度には開所の予定でございました。ところが、平成20年3月でございますが、工事の延期等がございまして、その施設、介護の方で大幅な見込み減となっております。そういったことが、給付費の方での大幅な減となったものでございます。

また、先ほど議員おっしゃられましたように、平成21年度から認定につきましても改正されまして、2割程度の方が現在の介護度よりも低くなるのではないかとというようなことも予想されております。

そういったもろもろはございますが、保険料の改正でも申し上げましたように、利根町におきましては、65歳のいわゆる第1号被保険者が急激に増加している中で、実際に、その介護サービスを使う方は75歳以上の方ということで、特にそれほどの保険給付費の伸びが急激には見込まれないというようなことで、全体的に、保険料は多くの方が出すようになるわけでございますが、そうすると1人当たりの保険料は安くなっていくということでございます。ただ、いわゆる介護認定を受けてサービスを使うという方は、それほどの伸びは見込まれないということでございます。

いろいろ介護保険につきましては、いわゆる介護従事者の処遇改善等も言われているところでございますが、今まで2回の改正におきましては、いずれも職員等の処遇、報酬はマイナスということでございましたが、今回、平成21年度からの第4期につきましては、いわゆる3%に見合う増額ということも示されてございます。そういうことで、今後、そういった面では改正されていくのかなと考えております。

ちょっとまとまりませんが、以上のような考えでございます。

議長（岩佐康三君） 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第19号 平成20年度利根町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐康三君） 日程第18、議案第20号 平成20年度利根町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第20号 平成20年度利根町水道事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

---

議長（岩佐康三君） 日程第19、茨城県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙についてを行います。

なお、広域連合規約第8条第1項の規定により1名を選挙します。

お諮りいたします。

選挙の方法は投票と指名推選の二つの方法があります。いずれの方法がよろしいかお伺いいたします。

〔「投票」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 投票との発言がありますので、選挙の方法は投票で行うことにいたします。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

議長（岩佐康三君） ただいまの出席議員は14名です。

次に、立会人を指名いたします。利根町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に7番中野敬江司君、8番佐々木喜章君、9番今井利和君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙の配付〕

議長（岩佐康三君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱の点検〕

議長（岩佐康三君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

議会事務局長（吉浜昇一君） それでは、順番に読み上げますので、順次投票をお願いいたします。

〔吉浜事務局長氏名を点呼、各員順次投票〕

1	番	能	登	百合子	議員
2	番	高	木	博文	議員
3	番	西	村	重之	議員
4	番	白	旗	修	議員
5	番	守	谷	貞明	議員
6	番	高	橋	一男	議員
7	番	中	野	敬江司	議員
8	番	佐	々	木喜章	議員
9	番	今	井	利和	議員
10	番	五	十	嵐辰雄	議員
11	番	会	田	瑞穂	議員
12	番	飯	田	勲	議員
13	番	若	泉	昌寿	議員
14	番	岩	佐	康三	議員

以上です。

議長（岩佐康三君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

中野敬江司君、佐々木喜章君、今井利和君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔中野敬江司君、佐々木喜章君、今井利和君立ち会いの上開票〕

議長（岩佐康三君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 14票

有効投票 14票

無効投票 0票です。

有効投票のうち

岩 佐 康 三 君 9 票

高 木 博 文 君 5 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。したがって、岩佐康三君が茨城県後期高齢者医療広域連合議会の議員に当選されました。

議場の出入り口の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

議長（岩佐康三君） ただいま茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に岩佐康三君が当選されました。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

ただいま当選されました茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員のあいさつをお願いいたします。

広域連合議会議員岩佐康三君。

〔茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員岩佐康三君登壇〕

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員（岩佐康三君） ただいま皆様のご協力によりまして、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選いたしました岩佐康三でございます。ありがとうございました。

いろいろ問題もありますけれども、私は、茨城県広域連合のこの議会を、システムを、制度をしっかりと維持をして、よりよい方向に改革をしていきたいと思っております。壊すのではなくて、いい方向に進めていきたい、その一念でしっかりと頑張ってまいります。よろしくをお願いいたします。

ありがとうございました。

議長（岩佐康三君） あいさつが終わりました。

議長（岩佐康三君） 日程第20、議案第21号 平成21年度利根町一般会計予算及び日程第28、議案第29号 平成21年度利根町水道事業会計予算までの9件を一括議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、日程第20、議案第21号 平成21年度利根町一般会計予算及び日程第28、議案第29号 平成21年度利根町水道事業会計予算までの9件を一括議題といたします。

補足説明を求めます。

まず、議案第21号について、歳入歳出について補足説明を求めます。

企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、議案第21号 平成21年度利根町一般会計予算について補足してご説明申し上げます。

歳入でございますが、3ページをお願いいたします。

款1 町税費につきましては、15億9,285万8,000円で、前年度より1億358万1,000円の減でございます。この減額の主な理由は項1 町税で、納税者の減収によるもの及び項2 固定資産税で土地の地価公示価格の下落による減額があったことによるものでございます。

次に、款2 地方譲与税は、前年度より1,200万円減額の9,600万円を見込みました。この減額の理由は、前年度の決算見込みにより算出をしたものでございます。

続きまして、款3 利子割交付金で、前年度と比較して100万円減の1,100万円を計上いたしました。この理由でございますが、算出基礎となります県予算の減に伴うものであります。

款4 配当割交付金は、前年度より1,000万円減の300万円を計上してございます。この減額の理由は、やはり算出基礎であります県予算の減に伴うものでございます。

次に、款5 株式等譲渡所得割交付金でございますが、前年度より500万円減で100万円を計上してございます。これは市町村の個人県民税の額の比率に応じて交付されるもので、算出基礎となります県予算額の減額によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

款6 地方消費税交付金は予算額9,000万円で、前年度と比較しまして1,000万円の減額でございます。この理由でございますが、前年度の決算見込みによりまして算出をしてございます。

款7 自動車取得税交付金で、前年度より1,800万円減の2,900万円の計上となっております。自動車取得税の一部が道路延長及び面積の比率により交付されるもので、前年度の

決算見込みから算出してございます。

次に、款8 地方特例交付金は、前年度と比較しますと599万9,000円の増でございます。この増額の理由は、児童手当の交付金と地方税の減収分の一部を補うため交付されるものでございまして、決算額を見込んだものでございます。

款9 地方交付税で、前年度より率にして9.5%、7,000万円の増でございます。これは、平成20年度地方財政計画におきまして、前年度と比較して2.7%の増という計画が示されていることによる伸び等を考慮したもので、内訳としまして、普通交付税が前年度と比較して4,000万円増で14億4,000万円です。特別交付税が頑張る地方応援プログラム分を見込みまして、3,000万円の増の7,000万円を見込んだものでございます。

次の款10交通安全対策特別交付金は、前年度と同額を見込んでございます。

また、款11分担金及び負担金は、前年度より149万9,000円の増額の4,776万4,000円を計上いたしました。この増額の理由は児童福祉費負担金で、保育料の見直しと放課後児童保育徴収金で夏休みなどの徴収金の見直しによるものでございます。

款12使用料及び手数料は、予算額4,304万9,000円で前年度とほぼ同額でございます。

次のページをお願いいたします。

款13国庫支出金につきましては、前年度と比較しますと1億8,525万1,000円の大幅な減額になりました。これは押付本田地区のスーパー堤防整備事業費委託金で、押付本田地区の移転に伴う家屋及び立木等の移転補償が終了したことによるものでございます。

款14県支出金は、前年度と比較しますと919万1,000円の増を見込んでおります。この主な理由は選挙費委託金で、任期満了に伴います県知事選挙と衆議院議員選挙が行われることによるものでございます。

款15財産収入は予算額で592万4,000円で、ほぼ前年度と同額を見込んでございます。これは、基金の運用の利子等を見込んだものでございます。

次の款17繰入金は、前年度と比較しますと1億3,946万3,000円の減額でございます。特定目的基金であります各種事業の実施に充てるため、環境施設整備基金、義務教育施設整備基金など3億8,972万5,000円を繰り入れをしております。また、特定目的基金繰り入れ後の財源不足については、財政調整基金から39万7,000円の繰り入れをしております。

6ページをお願いいたします。

款18繰越金は、前年度と同額を計上してございます。

款19諸収入につきましては、前年度より1,302万8,000円の増額で、主な理由でございますが、雑入の茨城県租税債権管理機構派遣負担金を新たに見込んだこと等によるものでございます。

款20町債については、前年度と比較しますと1億1,000万円の増額で3億2,310万円を見込んでございます。この増額の理由は、臨時財政対策債で地方財政計画の伸び率を考慮したことによるものでございます。

次に、歳出でございます。

7ページをお開き願います。

款1 議会費につきましては、前年度より153万4,000円の減額でございます。この減額理由は、職員給与費によるものでございます。

次に、款2 総務費につきましては、予算額7億7,912万2,000円で前年度より2,774万1,000円の減でございます。

項2 徴税費で、税源の移譲による年度間の所得変動に伴う減額措置によります個人町民税の還付が終了したこと、及び土地評価替えのための土地評価資料作成業務等の終了によるものでございます。

款3 民生費につきましては、前年度より1,916万2,000円の減額になってございます。この理由でございますが、項1 社会福祉費で介護保険施設利用者の減により、施設介護サービス給付費の減少に伴いまして、介護保険特別会計への繰出金の減と、項2 児童福祉費で保育所入所児童の人数の減少により、保育所委託料が減額になったことから減額となっております。

次に、款4 衛生費につきましては、前年度より1,449万7,000円の増になりました。この理由でございますが、項1 保健衛生費で妊婦健康診査の助成を5回から14回にふやしたこと、項2 清掃費で龍ヶ崎地方塵芥処理組合の負担金で、施設の維持補修等による負担金が増額になったことによるものでございます。

次のページをお願いいたします。

款5 農林水産業費につきましては、前年度より541万円の減額でございます。この主な理由でございますが、項1 農業費で生産調整推進対策事業の達成者補助金を実績により見込んだこと、及び人事異動等によりまして職員給与費の減によるものでございます。

次に、款6 商工費は、前年度に比較しますと358万8,000円の増額でございます。この主な理由でございますが、観光客の誘致等を目指すために、観光パンフレットなどの作成のための補助金を増額したことによるものでございます。

款7 土木費につきましては、前年度より2億4,303万1,000円の減となっております。この主な理由は、項3 河川費で国土交通省が施行します高規格堤防整備事業、スーパー堤防事業でございますが、これに伴う押付本田地区の移転に伴う家屋、立木の移転補償費と、項4 都市計画費の上曽根運動公園整備工事の減によるものでございます。

次に、款8 消防費につきましては、前年度より418万6,000円の減となっております。この主な理由でございますが、消防ポンプ自動車の購入が終了したことに伴うものでございます。

款9 教育費でございますが、前年度より7,099万6,000円の増となっております。この主な理由でございますが、項2 小学校費で文間小学校と文小学校の二つの小学校の体育館耐震補強工事を実施することに伴うものでございます。

款10公債費につきましては、前年度より6,232万9,000円の減額となっております。この主な理由ですが、平成19年度の臨時財政対策債の元金償還による増がございましたが、一方で、教育債で現在の利根中学校の建設事業債と布川小学校の用地取得事業債の償還の終了による減があったことによるものであります。

次に、款11諸支出金では、前年度より5万5,000円の増額でございます。これは基金の管理運用としまして、預金の利子の積み立てを計上したものでございます。

款12予備費は、前年度と同額を計上いたしました。

次に、10ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為でございます。

事業名は公用車リース事業でございます。債務負担の期間、限度額につきましては、記載のとおりでございます。

次に、第3表の地方債でございます。

臨時対策事業債は、平成21年度の国の地方財政計画におきまして、前年度の決算額に比較して約55%の増となっております。その関係で借り入れ限度額を3億円とするものでございます。

続きまして、文小学校屋内運動場耐震補強事業と文間小学校屋内運動場耐震補強事業につきましては、それぞれ借り入れ限度額を540万円と1,770万円とするものです。

この限度額の合計は3億2,310万円で、前年度に比較しまして1億1,000万円、率にして51.6%の増となっております。起債の方法、利率、償還方法は記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

議長（岩佐康三君） 次に、議案第22号、事業勘定及び施設勘定、議案第23号について、町民生活課長高野光司君。

〔町民生活課長高野光司君登壇〕

町民生活課長（高野光司君） それでは、議案第22号 平成21年度利根町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

3ページ、お願いいたします。

また、7ページには、事項別明細書がありますので、あわせて見ていただきたいと思います。

初めに、事業勘定からご説明申し上げます。

平成21年度の歳入歳出の総額は、19億9,707万3,000円の予算計上となっております。前年度と比較しますと5,054万1,000円の増でありまして、率にしますと2.6%の増であります。

それでは、初めに、歳入についてご説明申し上げます。

款1国民健康保険税につきましては、6億1,709万9,000円の予算計上となっております。

す。前年度と比較しますと677万円の増額であります。

主な内容でございますけれども、一般被保険者国民健康保険税につきましては、一般被保険者の増により、前年度と比較しますと2,833万8,000円の増となっております。

一方、退職被保険者等の国民健康保険税につきましては、前年度より2,156万8,000円の減ということでございます。これは、退職被保険者数の減によるものでございます。

款2 使用料及び手数料につきましては17万3,000円の予算計上でありまして、前年同額でございます。

款3 国庫支出金といたしまして4億9,352万9,000円の予算計上でありまして、前年度と比較しますと2,865万5,000円の増であります。

項1の国庫負担金につきましては3億9,852万9,000円、これは一般被保険者の療養給付費の34%が国から交付されるものであります。やはり一般被保険者の数がふえたことにより、医療給付費が2,265万5,000円ほどふえてございます。

項2の国庫補助金につきましては、9,500万円の計上になってございます。これは、一般被保険者の療養給付費の9%が、普通調整交付金として国より交付されるものであります。やはり医療給付費の伸びということで、600万円ほど増額となっております。

款4の療養給付費交付金といたしまして、1億5,900万1,000円の予算計上でございます。前年度より1,000万円ほど減額となっているということでございます。これは退職被保険者等の療養給付費に対する交付金でありまして、退職者数の減により療養給付費が減ったということで減額になってございます。

款5 前期高齢者交付金といたしまして、3億3,294万9,000円の予算計上となっております。前年度より1,705万1,000円の減額となっております。これは、65歳から74歳までの前期高齢者に対するの交付金でございます。この制度は保険者間の不均衡を各保険者の加入数に応じて調整する制度でありまして、やはり前期高齢者が去年より減ったということで減額となっております。

款6の県支出金につきましては、8,952万8,000円の予算計上となっております。前年度より565万5,000円の増額ということでございます。

項1の県負担金につきましては1,052万8,000円の予算計上でありまして、主なものは、高額医療共同事業負担金の増であります。やはり医療費の伸びに基づいて165万5,000円ほど増額となっております。

項2の県補助金につきましては7,900万円の予算計上でありまして、これにつきましては、一般被保険者の療養給付費7%が県交付金として交付されるものであります。医療費の伸びを計算して400万円ほど増額となっております。

款7の高額医療費共同事業交付金といたしまして、1億6,994万4,000円の予算計上となっております。1,115万5,000円ほど増額となっております。主なものとしましては、保険財政共同安定化事業交付金ということで、やはり高額医療費の伸びにより増額となっ

てございます。

4 ページ、次のページをお開きいただきたいと思いますが、款 8 の繰入金といたしまして、1 億3,740万円ほど予算が計上なっております。前年度より比較しますと980万7,000円の増であります。

項 1 の他会計繰入金につきましては、一般会計からの繰入金でありまして、保険基盤安定分、職員の給与、事務費等、並びに出産一時金等のルール分を繰り入れするものであります。

増額の主なものといたしましては、項 2 の財政調整基金繰入金でありまして、1,234万7,000円を取り崩して財源手当とするものであります。

款 9 の繰越金といたしまして、3,000万1,000円を予算計上しております。前年度より1,700万円の増でありまして、前年度の繰越金でありまして、前年度の実績を勘案して計上したものであります。

款10の諸収入で110万9,000円の予算計上となっております。前年度より比較しますと145万円の減ということでございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

款 1 の総務費につきましては、5,050万1,000円の予算計上となっております。前年度と比べますと16万7,000円の増額となっております。内容は前年度と同様でございます。

款 2 の保険給付費といたしまして、12億5,934万2,000円の計上でございます。前年度よりも3,225万2,000円の増ということで、やはり医療費の伸び並びに保険者の増によりふえてございます。

款 3 の後期高齢者支援金といたしまして、2 億4,820万5,000円の予算計上となっております。1,649万1,000円ほどふえております。これは医療費の 4 割が後期支援金として交付されるものでありまして、やはり医療費が伸びるということで増額計上しております。

款 4 の前期高齢者納付金といたしまして、35万6,000円の予算計上となっております。地域間の不均衡を調整するための納付金でございます。

款 5 の老人保健拠出金といたしまして、5,452万9,000円の予算計上となっております。前年度より294万2,000円の減ということで予算計上いたしました。これは国保被保険者の老人保健該当者にかかる医療拠出金でありまして、平成19年度の医療費の精算見込み額を拠出するものであります。

款 6 の介護納付金といたしまして、1 億4,451万4,000円の予算計上となっております。前年度より446万2,000円の減といたしまして、これは介護保険第 2 号被保険者の被保険者数が減ったということで減額になってございます。

款 7 の共同事業拠出金といたしまして、1 億8,882万2,000円の予算計上となっております。前年度より1,239万5,000円の増であります。これにつきましても、高額医療費が伸びるということで拠出金を増額するものであります。

款 8 の保健事業費といたしまして、2,235万円の予算計上をしてございます。330万2,000円の増ということで、これは主なものは、被保険者の人間ドック、脳ドックの検査の助成事業や特定健診等の健康増進を図る事業でありまして、今年度、新たに健康診断事業の対象者を拡大いたしまして、35歳以上に引き上げたため、増額となったものであります。

款 9 の基金積立金につきましては、科目の計上ということでございます。

款10諸支出金で220万3,000円の予算計上でございます。前年度と比べて30万円の減、これは一般被保険者及び退職被保険者に係る保険税の還付金を予算計上したものでございます。

款11予備費で2,624万円の予算計上でございます。前年度より663万8,000円の減でありまして、保険給付費の約2.1%を予備費として予算計上したものでございます。

続きまして、施設勘定についてご説明申し上げます。

34ページ、お開きいただきたいと思います。

また、あわせて、36ページには詳細がありますので、あわせて見ていただきたいと思います。

歳入歳出の総額は、1億901万7,000円の予算計上となっております。前年度より771万9,000円の増ということで、7.6%の伸びを示してございます。

歳入でございますけれども、款 1 の診療収入につきましては、8,922万3,000円を予算計上してございます。前年度より比べますと14万8,000円の増ということで、診療報酬の収入の増を見込んでございます。

款 2 の介護サービス収入といたしまして、162万1,000円の予算計上をしてございます。30万円ほど増額してございます。これは介護保険対象者に対する居宅介護サービス費、並びに居宅支援サービス費を予算計上したものでございます。

款 3 の使用料及び手数料といたしまして38万1,000円の予算計上してございまして、これは各種診断書の料金を計上してございます。

款 4 の繰入金といたしまして、1,343万円ほど予算計上してございます。これは財源調整を図るため基金を取り崩したものであります。

款 5 の繰越金といたしましては、科目のみの計上ということでございます。

続きまして、款 6 の諸収入でございますけれども、436万1,000円の予算計上でございます。主なものは個人の予防接種料でございます。

第22号予算につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第23号についてご説明申し上げます。

平成21年度利根町老人保健特別会計予算でございます。

これは前年度に老人保険制度が後期高齢者医療制度に移行したことから、今年度の予算は平成19年度の過誤に対する医療費を予算計上したものでございます。

それでは、2ページ、お開きいただきたいと思います。

詳細につきましては、事項別明細書、4ページにありますので、あわせて見ていただきたいと思います。

歳入歳出の総額といたしまして、1,345万9,000円の予算計上となっております。前年度より1億2,010万9,000円の減ということでございます。

初めに、歳出からご説明申し上げますので、お願いいたします。

款1の医療諸費につきましては、1,345万6,000円の予算計上となっております。これは、平成19年度分の過誤請求に対する医療給付費、及び医療支給費を予算計上したものであります。

款2の諸支出金につきましては、科目のみの計上ということでございます。

歳入の方に戻っていただきたいと思います。

ただいま歳出でご説明いたしました医療給付費の財源といたしまして、款1支払基金交付金といたしまして641万6,000円の予算計上となっております。これは医療給付費の約50%が支払基金から交付されるものであります。

款2の国庫支出金といたしましては、424万7,000円を予算計上してございまして、やはり医療給付費の約33.3%が公費負担として国から交付されるものであります。

款3県支出金で111万8,000円の予算計上でありまして、同じく公的負担金として県から8.33%が交付されるものであります。

款4の繰入金で167万3,000円の予算計上となっております。これも医療費の8.33%が一般会計から交付されるものであります。また、財源調整を図るため、あわせて繰り入れするものであります。

続きまして、款5の繰越金及び款6の諸収入につきましては、科目のみの計上となっております。

議案第23号につきましては、以上でございます。

議長（岩佐康三君） 暫時休憩をいたします。

再開を2時40分といたします。

午後2時28分休憩

---

午後2時41分開議

議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

町民生活課長から説明を求められておりますので、これを許します。

町民生活課長高野光司君。

〔町民生活課長高野光司君登壇〕

町民生活課長（高野光司君） 議案第22号の国民健康保険特別会計予算につきまして説明漏れがありましたので、改めてご説明申し上げます。

35ページをお開きいただきたいと思います。

歳出の方に説明漏れがありましたので、改めてご説明させていただきたいと思います。

款1 総務費といたしまして、7,476万9,000円の予算計上となっております。前年度と比較しますと822万1,000円の増ということでございます。これは、外来診察を行うための施設の運営費や維持管理費等の一般管理費を予算計上するものであります。増額になったものの理由といたしましては、今年度新たに診療所の充実を図るため、住民の医療ニーズに対応するため、臨時の医師を筑波大学から配置するものであります。

款2 医業費といたしまして、3,324万7,000円の予算計上となっております。前年度と比較しますと50万2,000円の減ということで、これは医療用の機械器具の賃料並びに医薬材料費を予算計上したものでありまして、減額となった理由といたしましては、医療濃縮機の賃借料が、利用者が減ったということで減額となったものでございます。

また、款3並びに款4につきましては、前年同様でございます。

大変失礼しました。以上でございます。

議長（岩佐康三君） 次に、議案第24号について、都市建設課長飯田 修君。

〔都市建設課長飯田 修君登壇〕

都市建設課長（飯田 修君） それでは、議案第24号 平成21年度利根町公共下水道事業特別会計予算につきまして、補足してご説明を申し上げます。

4ページをお願いいたします。

第2表の地方債でございます。

初めに、公共下水道事業2,380万円につきましては、昨年を引き続きまして、羽根野地区污水管渠敷設工事を実施いたしますことから、工事費の約半額に相当いたします2,380万円を借り入れ限度額として設定するものです。

また、流域下水道事業につきましても、利根浄化センター内の水処理施設の増築、改築分負担金1,480万円を借り入れするものでございます。

起債の方法、利率、また、償還の方法につきましては、記載してあるとおりでございます。

続きまして、歳入につきまして、下の事項別明細書、総括でご説明申し上げます。

款1 分担金及び負担金で、本年度予算額754万3,000円の計上となっております。前年度とほぼ同額でございます。これは受益者負担金と龍ヶ崎の南が丘団地分の下水道使用料といたしまして、龍ヶ崎市からの維持管理負担金でございます。

款2の使用料及び手数料といたしまして、本年度予算額1億7,891万円の収入を見込んでございます。これは下水道の使用料でございまして、これにつきましても前年度とほぼ同額となっております。

款3 国庫支出金ですけれども、本年度予算額2,450万円、前年度とほぼ同額でございます。これは、前年度に引き続き工事を行います羽根野地区の国庫補助金でございます。

款4繰入金でございますが、本年度予算額1億1,082万8,000円の計上となっております。前年度と比較いたしますと、10.5%の増となっております。内訳ですけれども、一般会計からの繰入金が1億482万8,000円、下水道の基金からの繰入金が600万円となっております。

続きまして、款5繰越金といたしまして、前年度と同額の100万円を計上してございません。

款6諸収入につきましては、下水道料金の督促手数料でございます、10万円を計上させていただきます。

款7町債におきまして、本年度予算額3,860万円を計上させていただきますけれども、これは先ほど第2表の地方債でご説明したとおりでございます。

歳入合計といたしましては、本年度予算額3億6,148万1,000円、前年度と比較いたしますと815万1,000円の増、率にいたしまして2.3%の増となっております。

続きまして、歳出ですけれども、款1下水道費といたしまして本年度予算額1億9,778万5,000円の計上となっております、前年度と比較いたしますと1,181万7,000円の増、率にいたしまして6.4%の増となっております。

主な事業といたしましては、羽根野地区污水管渠敷設工事4,900万円と、前年度工事を実施いたしましたところの舗装の復旧費300万円でございます、事業以外では、浄化センターへの建設負担金が、昨年より1,217万2,000円ほど多くなっております、1,493万2,000円の負担となっております。

款2の公債費ですけれども、本年度予算額1億6,269万6,000円の計上でございます。前年度と比較いたしますと2.2%の減となっております。

款3の予備費につきましては、前年と同額の100万円を計上させていただきます。以上でございます。

議長（岩佐康三君） 次に、議案第25号について、町民生活課長高野光司君。

〔町民生活課長高野光司君登壇〕

町民生活課長（高野光司君） それでは、議案第25号 平成21年度利根町営霊園事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

2ページ、3ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出総額は、569万5,000円の予算計上となっております。前年度と比較しますと339万1,000円の減ということで、率にしまして37.3%の減となっております。

それでは、歳入についてご説明申し上げます。

款1の使用料及び手数料で488万6,000円の予算計上でありまして、419万9,000円の減となっております。これは、全地区であります1,199区画分の管理費を予算計上してございます。前年度と比べて減額になったものは、前年度におきましては区画の返還金として永代使用料を予算計上しておりましたけれども、今年度はありませんので減額となったも

のでございます。

款2の繰越金につきましては、科目のみの計上ということでございます。

款3の繰入金といたしまして80万8,000円、財政調整を図るため財政調整基金を取り崩して財源手当とするものであります。

次に、歳出でございます。

款1の霊園事業費といたしまして、559万5,000円の予算計上でありまして、339万1,000円の減額となっております。これは町営霊園の維持管理費の予算でありまして、減額になったものは、歳入でもご説明申し上げましたけれども、永代使用料の区画返還金を昨年は財政調整基金に積み立てておりましたけれども、今年度はありませんので、その分、減額となったということでございます。

款2の予備費につきましては、10万円の予算計上となっております。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 次に、議案第26号及び議案第27号について、健康福祉課長師岡昌己君。

〔健康福祉課長師岡昌己君登壇〕

健康福祉課長（師岡昌己君） それでは、議案第26号 平成21年度利根町介護保険特別会計予算につきまして、補足してご説明申し上げます。

この特別会計は、介護認定事務、介護サービス給付費、及び地域支援事業費等の介護保険事業運営を行うための予算でございます。

歳入歳出それぞれの総額は8億4,017万6,000円で、前年度に比較しまして7,531万4,000円の減額、率にいたしまして8.2%の減となっております。

初めに、歳入につきまして、2ページをお願いいたします。

款1介護保険料1億6,137万円、これは65歳以上の介護保険料で、前年度に比較しますと920万2,000円、5.4%の減でございます。介護保険料の引き下げに伴いまして、減額を見込んでございます。

款2使用料及び手数料は、科目の設定でございます。

款3国庫支出金でございますが、合計で1億9,192万5,000円、前年度比で1,556万5,000円の減額でございます。

減額の主な理由につきましては、介護サービスの利用による保険給付費で減額が見込まれるものでございます。また、負担割合でございますが、居宅介護に關します保険給付費に見合う国庫負担分は20%、施設介護サービス給付費に見合う国負担分は15%でございます。

款4支払基金交付金につきましては、合計で2億4,446万1,000円、前年度に比較しまして3,221万2,000円の減額でございます。保険給付費の減によるものと、負担割合が31%から30%に引き下げられたことによるものでございます。

款5の県支出金につきましては、合計で1億1,707万5,000円、前年度に比較しまして1,331万2,000円の減額でございますが、やはり保険給付費の減によるものでございます。負担割合でございますが、居宅介護サービス給付費につきましては12.5%、施設介護サービス給付費につきましては17.5%でございます。

款6繰入金につきましては、合計で1億2,533万5,000円、前年度に比較いたしますと502万3,000円の減額となっております。保険給付費の減によりまして、一般会計繰入金は870万2,000円の減でございますが、新たに介護従事者処遇改善臨時特例基金より367万9,000円が繰り入れられております。

款7繰越金及び款8諸収入につきましては、科目の設定をしてございます。

次に、4ページをお願いいたします。

歳出でございますが、款1総務費は、前年度に比較しまして186万4,000の増額でございます。介護保険料改定に伴いますパンフレットの印刷製本費、及び認定調査員賃金が増額となっております。

款2の保険給付費につきましては、合計で8億1,169万9,000円、前年度に比較しますと7,663万2,000円の減額、率にして8.6%の減でございます。

主な理由につきましては、居宅介護サービスが伸びておりますが、施設介護サービス利用が前年度よりも減を見込んでいるため、トータルで減額となっております。

款3地域支援事業費でございますが、介護状態に陥ってしまう特定高齢者や一般の高齢者に対しまして、介護予防事業を行う経費及び地域包括支援センターの運営に関する事業費を計上してございます。前年度に比較して54万6,000円の減額でございます。

款4財政安定化基金拠出金、次の款5基金積立金は、科目の設定でございます。

款6諸支出金は、介護保険料の還付金の計上や、国庫支出金などの返還のためなどの科目設定をしてございます。

款7予備費につきましては、前年同様300万円の計上でございます。

以上でございます。

続きまして、議案第27号 平成21年度利根町介護サービス事業特別会計予算につきまして、補足してご説明いたします。

この特別会計につきましては、介護保険の要支援者の民間業者へのケアプラン作成業務委託、及び同プラン作成のための介護支援専門員の臨時職員雇用に係る経費について計上してございます。

2ページをお願いいたします。

歳入歳出の総額は、それぞれ578万7,000円となっており、前年度と比較しますと115万5,000円の増額でございます。

歳入につきましては、款1サービス収入、介護給付費収入としまして473万4,000円の計上でございます。これは、介護保険の要支援者のケアプランの作成によるケアマネジメン

ト費収入でございます。

次に、款2繰入金、一般会計繰入金でございますが、これはサービス収入で不足する額105万2,000円につきまして一般会計から繰り入れするものでございます。

款3の繰越金につきましては、科目の設定でございます。

次に、歳出でございますが、款1サービス事業費で項1の居宅介護予防支援事業費としまして578万6,000円の計上でございます。これは介護保険の要支援者のケアプラン作成のために、包括支援センターに臨時職員として介護支援専門員1名雇用する費用と、また、同プランを民間事業所に作成委託する経費等について計上してございます。

款2の諸支出金につきましては、科目の設定でございます。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 次に、議案第28号について、町民生活課長高野光司君。

〔町民生活課長高野光司君登壇〕

町民生活課長（高野光司君） それでは、議案第28号 平成21年度利根町後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明申し上げます。

2ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出の総額は、2億2,429万8,000円の予算計上となっております。前年度と比較しますと850万8,000円の増額となっております。率にしますと3.6%の増であります。

それでは、歳入についてご説明申し上げます。

款1の後期高齢者医療保険料といたしまして、1億152万7,000円の予算額となっております。前年度と比較しますと888万円の減額ということでございます。これは被保険者1,982人を想定しましての保険料を算定したものであります。保険料の減につきましては、国の保険料負担軽減の措置により、低所得者の保険料の減少や、1人当たりの所得の減少により減額となったものであります。

款2の使用料及び手数料につきましては、科目のみの計上となっております。

款3の繰入金といたしまして、1億1,402万4,000円の予算計上となっております。前年度と比較しますと、1,688万5,000円の増ということでございます。これは、一般会計から後期高齢者医療分の公費負担分並びに事務費、保険基盤安定化分のルール分に基づきまして、繰り入れするものであります。増額になったものにつきましては、医療給付費の増及び低所得者の軽減分を補てんいたします保険財政安定化の増によるものであります。

款4の繰越金につきましては、科目のみの計上となっております。

款5の諸収入につきましては、174万3,000円の予算計上となっております。これは、広域連合からの後期高齢者の健診業務を行うための健診料が、後期高齢者から来るものであります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

款1 総務費といたしまして、1,255万1,000円の予算計上となっております。これは後期高齢者の健診業務委託料及び広域連合共同経費負担金等でありまして、一般事務費経費を計上したものであります。

款2 の後期高齢者医療広域連合納付金といたしまして、2億3,164万4,000円を予算計上しております。前年度と比較しますと838万9,000円の増額となっております。その内訳でございますけれども、後期高齢者医療保険料といたしまして1億152万9,000円、及び市町村公費負担金といたしまして1億628万1,000円、並びに保険基盤安定化分、これは低所得者の軽減分でございますけれども、といたしまして2,327万2,000円を広域連合に納付するものであります。

款3 の諸支出金につきましては、科目のみの計上ということでございます。

款4 の予備費といたしまして、10万円を予算計上しております。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 次に、議案第29号について、水道課長飯塚正夫君。

〔水道課長飯塚正夫君登壇〕

水道課長（飯塚正夫君） 議案第29号 平成21年度利根町水道事業会計予算について、補足説明いたします。

1ページをお開きください。

初めに、第3条、予算の収益的収入及び支出ですが、収入は4億2,417万円であります。前年と比較しますと1,200万4,000円ほどの減であります。減の主なものでございますけれども、給水収益の減でございます。

次に、支出であります。3億9,029万7,000円あります。前年と比較しますと1,504万8,000円の増であります。これは営業費用の資産減耗費でありまして、河内町町内の浄水場跡地の施設が危険なため、撤去する費用を計上したものでございます。

続きまして、第4条、予算であります。資本的収入及び支出の収入であります。一般会計からの消火栓設置の新設5基分で320万円計上しております。

次に、支出でございますけれども、1億1,627万6,000円あります。前年と比較しますと1,420万8,000円の減となっております。これは建設改良費の減と、繰上償還をしたものによる減でございます。

4条、予算でございますけれども、支出に対しまして収入が1億3,007万6,000円ほど不足しておりますが、それぞれの補てん財源で補てんしております。

以上です。

議長（岩佐康三君） 以上で、議案第21号から議案第29号までの説明が終わりました。

これから款項に対する質疑を行います。

まず、議案第21号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

次に、議案第22号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

次に、議案第23号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

次に、議案第24号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

次に、議案第25号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

次に、議案第26号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

次に、議案第27号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

次に、議案第28号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

次に、議案第29号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本件については、議長を除く全議員を委員とする予算審査特別委員会を設置し、付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認め、議長を除く全議員を委員とする予算審査特別委員会を設置し、付託することに決定しました。

休憩中に全員協議会室にて特別委員会を開催いたしますので、お集まりください。

暫時休憩いたします。

午後3時09分休憩

---

午後3時18分開議

議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま休憩中に予算審査特別委員会が開かれ、正副委員長の互選が行われました。

臨時委員長から互選結果の報告を求めます。

臨時委員長白旗 修君。

〔予算審査特別委員会臨時委員長白旗 修君登壇〕

予算審査特別委員会臨時委員長（白旗 修君） ただいま別室で予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選を行いました。その結果をご報告いたします。

委員長には若泉昌寿委員、副委員長には五十嵐辰雄委員が任命されました。

以上、ご報告いたします。

議長（岩佐康三君） 報告が終わりました。

ここで、正副委員長のあいさつをお願いいたします。

まず、予算審査特別委員長若泉昌寿君。

〔予算審査特別委員長若泉昌寿君登壇〕

予算審査特別委員長（若泉昌寿君） ただいま全協室で予算審査特別委員会が設置され、委員長に推選されました若泉昌寿でございます。

本年度から、議長を除く全議員の皆さんで4日間にわたり予算審査を行いたいと思います。ぜひとも皆さんのご協力をよろしくお願いします。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 次に、予算審査特別委員会副委員長五十嵐辰雄君。

〔予算審査特別委員会副委員長五十嵐辰雄君登壇〕

予算審査特別副委員長（五十嵐辰雄君） ただいま予算審査特別委員会副委員長にご推挙いただきました五十嵐辰雄でございます。

若泉委員長を補佐し、精いっぱい頑張ります。よろしくをお願いいたします。

議長（岩佐康三君） あいさつが終わりました。

ただいま議題となっております議案第21号 平成21年度利根町一般会計予算から議案第29号 平成21年度利根町水道事業会計予算までの9件は、お手元に配付の議案付託表のとおり予算審査特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

予算審査特別委員会の日程は、お手元に配付の予算審査特別委員会日程のとおりです。

委員会は十分なる審査の上、来る3月23日の本会議最終日に報告されるようお願いいたします。

---

議長（岩佐康三君） 日程第29、休会の件を議題といたします。

あす3月7日から3月8日までの2日間は、議案調査のため休会としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認め、あす3月7日から3月8日までの2日間は、議案調査のため休会とすることに決定いたしました。

---

議長（岩佐康三君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

次回3月9日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。大変ご苦労さまでした。

午後 3 時 2 2 分散会